

資料編

資料1 目黒区中小企業振興基本条例

平成12年3月
目黒区条例第11号

目黒区中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、目黒区(以下「区」という。)の産業において重要な地位を占める中小企業の振興に関する基本的事項を定め、その基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号に規定する規模及び業種の企業をいう。
- (2)中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体並びに商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準ずる団体で区長が特に認めるものをいう。
- (3)商店会 中小企業団体のうち、小売業等が集積している地域(以下「商店街」という。)で活動している団体をいう。
(一部改正〔平成17年条例9号〕)

(基本方針)

第3条 中小企業の振興については、区民生活と産業が共生する豊かで活力のある地域社会の実現を目標に、中小企業自らの創意工夫と自助努力を尊重するとともに、その特性に応じた総合的な施策を企業、区民及び区が一体となって推進することを基本とする。

(区の責務)

第4条 区は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を基本的施策として、中小企業の振興に努めなければならない。

- (1)中小企業の経営の安定及び改善
- (2)中小企業の振興に寄与する地域環境の整備及び改善
- (3)中小企業の従事者の福利厚生の上
- (4)中小企業を担う人材の育成
- (5)中小企業に関する調査並びに情報の収集及び提供
- (6)前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区は、前項の基本的施策を実施するに当たっては、消費生活の向上に配慮しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 財政その他の措置

(2) 小規模企業(法第2条第5項に規定する規模の企業をいう。)及びその従事者に対する必要な配慮

(3) 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図ること並びに必要なに応じてこれらの機関に施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者等の努力等)

第5条 中小企業を営む者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、経営の革新、創造的な事業活動の推進、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等のための自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び消費者の安全確保に十分な配慮をするものとする。

(商店街において小売業等を営む者等の努力等)

第6条 商店街において小売業等を営む者は、地域社会の一員としての責務を自覚し、商店街の振興に相互に協力して取り組むとともに、次に掲げる事項を行うように努めるものとする。

(1) 自らの意思又は商店会からの要請により、商店会への加入等を行うこと。

(2) 商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担を行うこと。

2 商店会は、前項各号に掲げる事項に関し、商店街において小売業等を営む者の協力を得るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(追加〔平成17年条例9号〕)

(区民等の理解及び協力)

第7条 区民及び区内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が区民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例9号〕)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(一部改正〔平成17年条例9号〕)

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月15日条例第9号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

資料2 「目黒区産業振興ビジョン」策定経過

(1)目黒区産業振興ビジョン改定懇話会

| 年度 | 開催回 | 開催日 | 議題 |
|--------|-----|-------------|--|
| 平成29年度 | 第1回 | 平成29年9月27日 | ○目黒区産業振興ビジョンの実施状況について ○目黒区の産業に関するデータ集 概要について ○意識調査について |
| | 第2回 | 平成29年12月20日 | ○「目黒区産業振興ビジョン」施策毎の取組実績と今後の方向性 ○産業振興に関する意識調査報告書(速報版)について |
| | 第3回 | 平成30年3月27日 | ○産業振興に関する意識調査報告書について ○産業振興ビジョン改定にあたっての課題整理について |
| 平成30年度 | 第1回 | 平成30年5月28日 | ○区内事業所等へのヒアリングについて ○目黒区産業振興ビジョンの課題整理と新しい施策体系の基本的な考え方 |
| | 第2回 | 平成30年10月2日 | ○区内事務所等へのヒアリング結果について ○目黒区産業振興ビジョン骨子案について |
| | 第3回 | 平成30年11月15日 | ○区内事務所等へのヒアリング結果について ○目黒区産業振興ビジョン改定素案(案)について |
| | 第4回 | 平成31年1月30日 | ○目黒区産業振興ビジョン改定案について |

(2)パブリックコメント

実施概要

○募集期間：平成30年12月5日～平成31年1月11日

○件数：26件(提出者：個人2、議会2)

提出意見と検討結果

| 対応区分 | 内容 | 件数 | 割合 |
|------|---------------------------------------|-----|-------|
| 1 | ご意見の趣旨に沿い、改定案に反映します。 | 5件 | 19.2% |
| 2 | ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。 | 7件 | 26.9% |
| 3 | 改定案には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。 | 9件 | 34.6% |
| 4 | ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。 | 3件 | 11.6% |
| 5 | ご意見の趣旨に沿うことは困難です。 | 2件 | 7.7% |
| 6 | その他(1～5のいずれにも該当しないもの) | 0件 | 0% |
| 合計 | | 26件 | 100% |

資料3 目黒区産業振興ビジョン改定懇話会委員設置要綱

目黒区産業振興ビジョン改定懇話会要綱

制定 平成 29 年5月 31 日付け目区産第 835 号

(目的)

第1条 目黒区産業振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)の改定に際し、目黒区における産業振興のあり方について多様な分野から意見を聴くため、目黒区産業振興ビジョン改定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) ビジョンの改定に係る基本的な考え方及びその実現に向けた具体的な取組について
- (2) その他区の産業振興に関すること。

(構成)

第3条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が選任する者 25 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内産業団体の構成員
- (3) 金融機関の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(召集)

第5条 懇話会は、会長が召集する。

(任期)

第6条 会長及び委員の任期は、選任の日から2年以内とする。

(専門部会)

第7条 特に専門的知識を要する事項その他の特定の事項(以下「特定事項」という。)を検討するため、必要に応じて専門部会を開催することができる。

2 専門部会の部会長及び部会員は、第3条に定める委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 懇話会及び専門部会の庶務は、産業経済部産業経済・消費生活課が担当する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

2 目黒区産業戦略会議設置要綱(平成 14 年4月 15 日付け目区産第 66 号)は廃止する。

資料4 目黒区産業振興ビジョン改定懇話会委員名簿

| | 氏名 (五十音順) | 所属等 | 備考 |
|--------|--------------|--------------------|----------------------------------|
| 学識経験者 | 因幡 和晃 | 東京工業大学准教授 | |
| | 岩井 善弘 | 産業能率大学副学長 | 会長代理 |
| | 黒瀬 直宏 | 嘉悦大学教授 | 会長 |
| 区内産業団体 | 奥角 勝 | (株)ジェイ・スピリット | |
| | 柏井 栄一 | 東京中小企業家同友会目黒支部 | |
| | 小杉 衛 | 目黒区農業振興運営協議会 | |
| | 諏訪 尊 | 目黒区商店街連合会 | |
| | 相馬 熊郎 | 東京商工会議所目黒支部 | 平成29年9月1日 から平成29年11 月30日まで |
| | 金井 文隆 | 東京商工会議所目黒支部 | 平成29年12月1 日から平成30年3 月31日まで |
| | 柳本 満生 | 東京商工会議所目黒支部 | 平成30年度より |
| | 團村 守男 | (一社)目黒区産業連合会 | |
| | 引地 大介 | (公社)東京青年会議所目黒区委員会 | |
| | 平江 良成 | 東京急行電鉄(株) | |
| 関係団体 | 佐々木 泰 | (特非)目黒中小企業診断士会 | |
| | 高野 浩一 | 東京都社会保険労務士会目黒支部 | |
| | 日比野 恵子 | 目黒区消費者グループ連絡会 | |
| 金融機関 | 金阿彌 和彦 | 目黒区しんきん協議会 | |
| 関係行政機関 | 後藤 了 | 東京都労働相談情報センター大崎事務所 | |
| | 原島 浩一 | 東京都中央農業改良普及センター | |

任期:平成29年9月1日～平成31年3月31日

資料5 産業振興に関する意識調査 実施概要

(1)調査名称

産業振興に関する意識調査

(2)調査目的

平成30年度末に予定している「目黒区産業振興ビジョン」の改定に際して、区内産業のより一層の振興を図るため、区民の消費行動やニーズを把握するとともに、事業所の実態や要望を知るためにアンケート調査を実施しました。

(3)調査対象

①産業振興に関する区民意識調査(略称:区民意識調査)

目黒区に住民登録をしている満18歳以上の方から無作為に2,000人を抽出

②産業振興に関する事業所意識調査(略称:事業所意識調査)

「平成26年経済センサス基礎調査」(総務省)の対象となった事業所から2,000件を抽出

(4)調査期間

平成29年10月26日(木)～11月15日(水)

(5)調査方法

①、②ともに郵送にて発送・回収

※対象者にID・パスワードを発行し、インターネット上でも回答可能としました。

(6)回収率

| 調査名称 | 発送数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|--------|------|-------|
| ①区民意識調査 | 2,000件 | 800件 | 40.0% |
| ②事業所意識調査 | 2,000件 | 685件 | 34.3% |

※上記のうち、インターネットでの回答は①で58件(7.3%)、②で32件(4.6%)でした。

(7)その他

以下のURLにて調査報告書を公開しています。

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/kasseika/vision/sangyoshinko-houkokusho.html>